

令和6年度 第2回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日 時】 令和6年5月29日（水） 13：30～16：00

【場 所】 埼玉県県民健康センター 大会議室 AB

【出席者】 委 員 江原勝美 委員 小池八重子 委員 佐藤紀子 委員
玉川 徹 委員 水沼知美 委員 山崎京子 委員
若旅 渚 委員 柿沼光夫 委員 齊藤雅男 委員
鈴木 恵 委員 田村 和代 委員 藤野 瞳 委員
峯岸貴明 委員 石井 勉 委員 大沼久美子 委員
櫻井康博 委員 佐々本遥 委員 武田直樹 委員
星野祐子 委員 松岳淳子 委員

事務局 市町村支援部

義務教育指導課長 高田 淳子 義務教育指導課主幹 岩崎洋祐
義務教育指導課指導主事 添野圭介 義務教育指導課指導主事 林 裕人

1 開 会

2 事務局説明

配布資料等について説明する。

- ・令和6年度第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録
- ・教科用図書採択に関する答申（第1次）
- ・市町村教育委員会が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について（通知）
- ・令和6年度教科書採択（中学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について
- ・第2回埼玉県教科用図書選定審議会 審議内容
- ・令和7年度使用中学校用教科用図書 調査資料
- ・第2回埼玉県教科用図書選定審議会の進め方について

3 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の江原委員、2号委員の藤野委員に
お願います。

（両委員承諾）

会 長 それでは、議事に入る。「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村
教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的
考え方について」のうち、「教科書を調査研究した「参考資料」について」、
事務局から、前回の審議の様子と「参考資料」について説明願いたい。

事務局 前回の審議の様子については、お手元の資料の会議録を御覧いただきたい。県教育委員会から諮問させていただいた内容のうち、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」について御審議いただき、「(1)「採択基準」や「参考資料」の作成に当たっては、引き続き、市町村教育委員会等の一般的な指針となるように配慮すること」との答申をいただいた。

今回は、教科書を調査研究した「参考資料」について御審議いただきたい。そこで、まず「調査資料」について説明する。

「令和7年度使用中学校用教科用図書(各教科)調査資料」を御覧いただきたい。

調査研究を行う観点については、第1回の選定審議会で示した、各教科の検定基準と学習指導要領解説等を基に立てたものとなる。

今回の調査研究に当たり、調査員会で留意したことは、第1回選定審議会でいただいた教科用図書採択に関する答申(第1次)にある「市町村教育委員会等の一般的な指針となること」である。

「一般的な指針となる」ということから、各発行者の教科書の特徴、客観的な事実を示すことに留意し、適否や優劣を示すものでないということに注意しながら作成した。

また、前回の御審議の中で、デジタル教科書の扱いについて質問があった。

教科書採択は、紙の教科書を調査・研究することが基本であるが、中学校英語の学習者用デジタル教科書については、令和6年度以降、紙の教科書と併せて提供されることから、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができることを確認した。

そのことを踏まえ、英語の学習者用デジタル教科書について、見本版について調査を行い、英語の様式1の総括の欄に記載した。

この調査員が作成した調査資料の今後の扱いであるが、昨年度に小学校の教科書採択に係る見本本を調査研究した際には、選定審議会で、調査員が作成した調査資料の内容を御確認いただき、「選定審議会」名で答申に添付した。

そして、答申を県の教育委員会に報告し、教育委員の意見も踏まえ、最終的には「埼玉県教育委員会」名で、各市町村教育委員会等に、参考資料として通知した。

今年度も昨年度と同様の方法で取り扱い、市町村教育委員会等の指導、助言又は援助を行う具体的な資料としたいと考えている。

については、まず、この「調査資料」を、市町村教育委員会等が採択する際の「参考資料」として示すに当たって、「どのようなことに留意したらよいか」御審議願いたい。

会長 では、「調査資料」について、県が市町村教育委員会等が採択する際の「参考資料」として示すに当たって、どのようなことに留意すればよいか、意見をいただきたい。

(委員から特になし)

会 長 第1回の審議会で確認した調査資料の観点等で、変更した箇所はあるか。

事務局 調査資料の2ページ、国語の調査資料 作成の観点を御覧いただきたい。
4つめ観点に＜言語感覚を豊かにするための工夫＞という項目を設けている。
この言語感覚を豊かにするという観点は、＜学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫＞の中に含まれていたが、言語感覚の育成の重要性に鑑み、
国語科の調査員会において項目立てされている。

会 長 調査員会の中で、特に話題になったことや、協議されたことはあるか。

事務局 調査資料を作成するに当たって、主観的な表現を避けるために、教科書で
使用している言葉や、各発行者が作成した編集趣意書等から言葉を引用する
よう心がけた。

ただし、同じ意味や内容でも発行者によって使用する言葉が違うため、中
には統一した表現にしたものもある。

会 長 了解した。他に意見はあるか。

(委員から特になし)

副会長 前回の審議会でも確認したが、県が行う指導、助言又は援助の内容は、市
町村教育委員会等の主体性を損なわないことが重要である。

また、先ほど事務局から説明があったが、これから審議する調査資料は、
市町村教育委員会等の一般的な指針となるものである。

そのことを踏まえ、この調査資料を市町村教育委員会等の参考資料と示す
ためには、「公正・中立」な資料でなくてはならないと考える。

この後、調査員会で作成した調査資料を確認するとのことだが、教科書の
特徴が分かりやすく示してある資料であることに加え、調査員の主観的な記
述であったり、どの発行者が特別に優れているといった記述がないかなど、
「公正・中立」な資料としてふさわしいか確認することが大切だと考える。

会 長 それでは、この調査員の作成した「調査資料」については、「公正・中立」
の観点から確認し、修正が必要な箇所があれば、加除修正した上で、答申に
添付する形にしたいと思うがどうか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この後50分間ほど調査資料と教科書を比較しながら見る時間
をとる。その後、意見を伺うこととする。

この調査資料が、各発行者の教科書の特徴を表すものとなっているか、ま
た、公正・中立の観点で見て、適切であるかということについて、意見をい
ただきたい。

その際、調査員の主観や見解が入り込んでいないか、誤記や分かりづらい表現がないかも確認いただきたい。

なお、審議会委員の方が確認する時間となるので、傍聴の方は、本日見本本を見ることは遠慮願いたい。見本本については、6月中旬に実施される教科書展示会で見るができる。

事務局から、このあとの動きについて説明願いたい。

事務局 (動きについての説明)

会長 それでは、これから調査資料と見本本を見る時間とする。見る時間中に会議開始から1時間を経過するため、随時休憩を取りながら見ていただきたい。50分後に審議を再開する。

(調査資料の確認・見本本の閲覧 50分間)

会長 時間となったので審議を再開する。意見、質問願いたい。

委員 文末の表現で気になったところがある。ほとんどの文末が「工夫されている」や、「工夫が見られる」であるが、1箇所だけ「工夫されている」ではなくて、「工夫している」という言葉があった。

「工夫している」となると、「している」のだから主体的な表現ではないかと誤解を招くため、「されている」の方がよいのではないかと感じた。

また、理科の〈思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫〉の記述について、どの発行者も「また、観察・実験では、結果、考察の視点が示されている」と同じような文言が載っているが、同じような文言で記載されていることが、工夫に当たるのか気になった。

音楽でも同様に、「リコーダーの楽曲は～」という箇所がどの発行者も全く同じ文章で、同じ文章が工夫に当たるのか少し疑問に思ったところである。

事務局 御指摘感謝する。

「工夫している」という表記が、他のところに合わせるのであれば「されている」とか「見られる」といった表記が適切ではないかという御指摘であるが、表記の並びについては精査して、統一を行う。

理科と音楽について、同じような書き方がされているのが、果たして工夫なのかというような御指摘であるが、各教科の調査員会において、公正中立という観点から、記載内容については、編集趣意書などから表記を引用したり、あるいは調査員が確認して、そこに何か差がなければ、同じ表記にしたりするということがある。教科担当の事務局から補足する。

事務局 音楽の御指摘があった部分について、音楽は発行者が2者あり、編集趣意書等には、どちらも同じような内容が記載されていた。調査資料をまとめる際に、言葉の捉え方によっては、どちらか一方の発行者の方が優れていると

誤解を招くことを避けるため、調査員と相談した上で、敢えて同じ表現にしてある。

事務局 理科では、思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫という視点で調査を行った際に、どの発行者においても、結果、考察の視点で工夫が見られたので、同じ記載内容でまとめている。

会 長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

委 員 技術の調査資料で何点か気になった点がある。まず、資料のところで、「最前線で活躍する技術の匠を紹介する」といった表現が気になる。次に、知識及び技能が習得されるようにするための工夫の箇所、二重の表現になっている箇所がある。さらに、表記・表現の項目で、送り仮名が抜けている箇所があった。最後に、同じく表記・表現の項目で、3者のうち2者は「専門家の校閲を受ける」となっているが、1者は「特殊校閲を受け」となっており、編集趣意書等でこのように表記されていたかもしれないが、表現に差があってよいのか、統一した方がよいのかが気になった。

事務局 御指摘感謝する。

文章の正確性や読みやすさ、また、表記の統一の観点についての御指摘であるが、文章の流れをもう一度精査し、修正した方がよい箇所は修正を行う。また、「専門家の校閲を受ける」となっている箇所については、並びを整えた形に統一するよう修正を行う。

会 長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

委 員 今、表現の話、読みやすさの話等の内容が続いているので、それに関連したことを発言する。国語に関してである。私の専門分野が国語に関連するところなので、そこを中心に確認させていただいた。＜読書を通して人生を豊かにしようとする態度を育成するための工夫＞の項目について、送り仮名が抜けている箇所が数カ所ある。また、全体を通して「話し合う」というワードがよく出てくるが、名詞相当になる時は、「し」を入れて「話し合い」ということになるはずである。例えば、「話し合い活動」という表記があり、「し」が落ちている「話合い」というワードが、ほとんどの教科で記載されているので、全体を見たときに統一するべきではないかと感じた。

続いて、理科の調査資料作成の観点で、＜科学的に探求する学習活動の充実が図られるための工夫＞とあり、「～が図られる」となっているが、他の項目では「～を図るための工夫」となっているので、「充実が図られるための工夫」よりは、「充実を図るための工夫」の方がよいと感じた。

次に感想である。QRコードの活用については数が調査されている。実際には、QRコードで発展的な学習ができるようになっているものもあるが、QRコードの先がどのようなものなのかを知りたいと感じた。多ければよい

というものでは恐らくないであろうし、これだけQRコードが教科書に入っていると、授業で全て扱うことは恐らく難しいであろうと考える。自学自習でQRコードを活用することもあるかと思われる。複数の教科書発行者の教科書を見たときに、単にQRコードが付してある場合と、QRコードの上に見出しがあって、例えば国語であったら漢字とか古典とか、何か見出しがある場合と無い場合とがある。恐らく今まではQRコードを載せればそれ自体が工夫だと捉えられていたかもしれないが、QRコードの先が何を表しているのか、リンクでどのように促して子供たちの学びの意欲を喚起させるのかなど、そのような観点も今後は必要になってくるのではと感じた。

事務局 まず、表記の点について、様々な御指摘感謝する。中には、学習指導要領に記載されている表記のものもあるが、精査ができていなかった箇所については、統一を図るように修正を行う。

また、QRコードの先の調査については、教科書採択については、紙の教科書を採択する行為であり、調査員会ではあくまで紙の教科書に記載があるQRコードについて客観的に示す事項として、数について調査を行っている。QRコードの先の内容までは調査を行っていない。

もちろん、市町村教育委員会等が行う教科書採択においては、採択権者の判断により、QRコードを読み取った先まで調査を行うことは妨げるものではないが、県として客観的な事実を示すという観点から、紙の教科書に記載の事項ということで、今回は数について調査を行っている。

会長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

委員 質問である。例えば 地図や先ほどの音楽など、発行者及び冊数が少なく比較がしやすい種目の教科書と、発行者及び冊数が多い種目の教科書がある。私は、比較をしながら教科書を読んでみたが、県が今回行った調査研究の方法は比較ではないと感じている。採択権者が採択を行う際は、どれにしようかと比較しながら調査研究を行うと思われるが、それに対し、今回行った調査研究のまとめ方としては、例えば、6者、7者の場合、調査員が発行者ごとに分担してそれぞれの調査員がまとめたものを整合させていくのか、あるいは、2者、3者の場合、最初から比較しながら調査資料をまとめるのか、まとめ方によって表記が変わってくるように感じたが、県としてのどのような方針でまとめているのか教えていただきたい。

事務局 御指摘いただいたとおり、発行者の数が多い、少ないということで調査研究のやり方を変えるものではなく、公正中立という観点から、採択権者が参考になるように、主観を入れずに客観的な事実を整理するという観点から資料を作成しているものである。

委員 どうしても数者、2者、3者しかないところは比較的な感じになりがちだが、それは控えるように調査研究を進めてきたということによいか。

事務局 御指摘のとおりである。

会 長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

委 員 文末の表記について、気になる箇所がある。それぞれの文末について、「構成されている」、「示されている」、「図ろうとしている」など、同じような表現をされているが、「一緒に学ぶようにしている」や「知識技能の定着を促している」、「その内容が深められている」という箇所があり、表現が違うので、主観が入っているような誤解を招いたり、教科書を比較する際に公平性が保てなかったりする心配があるので、指摘させていただいた。

事務局 御指摘感謝する。

これらの表現については、編集趣意書等からの引用と考えるが、御指摘のとおり、この調査資料を初めて御覧いただいた方が、調査員の主観が入っているかのように捉えられると誤解が生じてしまうため、例えば「～するように工夫がされている」とか、調査員の主観が入っていると誤解されないように、表現を精査して修正を行う。

会 長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

委 員 感想になる。音楽の教科書についてとても興味があったので、じっくりと読ませていただいた。教科書によって扱われている曲目や表現方法がかなり違うなという印象を受けた。また、道徳の教科書にも興味があり、拝見したが、特にいじめに関する内容について、教科書によって様々であると感じた。

会 長 他に意見や質問、気付いた点はあるか。

(委員意見なし)

会 長 本日いただいた意見等を踏まえて変更した資料については、確認を会長・副会長に一任させていただくことでよいか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、ここで審議を一旦区切る。

このあと、本日のここまでの審議に基づき、選定審議会として県教育員会に対して、第2次答申を出したいと思うが、本日ここまでの審議等に関しまして、最後に何か意見はあるか。

(委員意見なし)

会 長 それではここで休憩の時間を取り、会長・副会長で答申の作成作業に入る。

【休 憩】

会 長　それでは、第2次答申案を作成したので確認願いたい。

答申案について、意見・質問はあるか。

(委員意見なし)

会 長　それでは、この案を「第2次答申」としてよいか。

(委員意義なし)

会 長　それでは、この案を「第2次答申」として決定する。感謝申し上げる。委員の協力により、円滑に議事を進行することができた。以上で本日の議事を終了する。ここで、議長の任を解かせていただく。

- 4 答申
会長から市町村支援部長に第2次答申を手交
- 5 市町村支援部長挨拶
- 6 その他
- 7 閉会